

平成30年3月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成30年3月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 3号	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小・中学校)の内申について)	1
報告第 4号	専決処分の承認を求めることについて (臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について)	2
第10号議案	平成30年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて	12
第11号議案	平成30年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて	13
第12号議案	臼杵市いじめ防止基本方針を定めることについて	14
第13号議案	臼杵市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について	15
第14号議案	教育委員会事務局の人事異動について	17

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成30年臼杵市教育委員会告示第1号）の制定について、平成30年2月23日の定例教育委員会において承認された内容に一部改正が生じたため下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成30年3月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

専決年月日 平成30年3月14日

専決処分内容 下記のとおり

記

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部を改正する告示

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成30年臼杵市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書（様式第2号）」を削り、同条2項第1号中「及び中学校入学時」を削る。

第5条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第6条第1項3号を次のように改める。

（3） 幼稚園園児及び幼稚園に勤務する職員

ア 臼杵市立臼杵幼稚園 年額 37,400円

イ 臼杵市立野津幼稚園 年額 42,900円

第8条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第14条第3項第1号中「様式第6号」を「様式第5号」に、「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同項第2号中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第17条第1項中「第16条まで（」の次に「第7条及び」を加える。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号から様式第8号までを1号ずつ繰り上げる。

月分給食実施計画書

学校名
記入責任者学校
印

日	曜日	学校 実施 日	特記事項			日	曜日	学校 実施 日	特記事項				
			中止理由等 (学年又はクラス単位で の中止可能)	職員の増減 (ALT、ス クールカウンセ ラー等)					中止理由等 (学年又はクラス単位で の中止可能)	職員の増減 (ALT、ス クールカウンセ ラー等)			
1						21							
2						22							
3						23							
4						24							
5						25							
6						26							
7						27							
8						28							
9						29							
10						30							
11						31							
12						回数	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
13							当月						
14							累計						
15						備考							
16													
17													
18													
19						記入上の注意 給食実施の日は○、全校中止は×、一部中止は△ (中止クラス等を併記)を記入する。 台風及び学級・学年閉鎖の時には、累計は○で計算 して下さい。							
20													

給食センター処理簡	年 月 日	処理者	印
-----------	-------	-----	---

給食数・行事変更届出書

届出日 年 月 日

臼杵市臼杵学校給食センター殿

学校 校長 印

作成責任者 印

下記のとおり、給食数（欠席・転出入・弁当等）、行事に変動があるので届けます。

給食数の変更

増減	学年 組	変更前	変更後	変更の理由	期間・理由
増	年 組	()	()	☐ 基本的人数の変更	月 日 ~ 月 日
減		[]	[]	[転出、転入、長期の弁当、長欠等]	理由の詳細
	氏名	【 】	【 】	☐ その他[通常（短期）]の変更	
				[1～数日程度の欠席による変更、アレルギーによる1日限りの弁当]	
増	年 組	()	()	☐ 基本的人数の変更	月 日 ~ 月 日
減		[]	[]	[転出、転入、長期の弁当、長欠等]	理由の詳細
	氏名	【 】	【 】	☐ その他[通常（短期）]の変更	
				[1～数日程度の欠席による変更、アレルギーによる1日限りの弁当]	
増	年 組	()	()	☐ 基本的人数の変更	月 日 ~ 月 日
減		[]	[]	[転出、転入、長期の弁当、長欠等]	理由の詳細
	氏名	【 】	【 】	☐ その他[通常（短期）]の変更	
				[1～数日程度の欠席による変更、アレルギーによる1日限りの弁当]	

() には学級担任（児童生徒と食事を共にする）を記入する。
[] には欠食者（長欠・弁当）を記入する。
【 】 には給食を食べる児童・生徒の数を記入する。
一番下の段に学級担任と給食を食べる児童・生徒の合計の数を記入する。

行事等による給食の変更

[記入例 5年2組 社会見学の日程変更（9／3→9／10に） 9／3は給食○、9／10は△（5年2組）に変更]

給食センター処理欄	年 月 日	処理者	印
-----------	-------	-----	---

給食費払込通知書

臼杵市学校給食センター
運営委員会 会長 殿

学校 校長

印

作成責任者

印

下記のとおり給食費を払い込みましたので通知します。

記

・払込月日 年 月 日

・払込方法 給食センター給食費口座へ払込

・払込金額 合計 円

当該年度分

月分

円× 人= 円

円× 人= 円

円× 人= 円

小計 円

月分 円× 人= 円

月分 円× 人= 円

月分 円× 人= 円

小計 円

過年度分

平成 年度 月分 年 組 氏名() 円

平成 年度 月分 年 組 氏名() 円

平成 年度 月分 年 組 氏名() 円

小計 円

備考欄

学校給食費支払・未納明細書

年	月	日	現在
---	---	---	----

様

児童名		
学校名	学校	
学年	年	組

年度		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

上記にて、学校給食費の支払・未納状況を報告いたします。

臼杵市教育委員会 学校給食課
臼杵学校給食センター

学校給食費滞納分分納徴収計画書

様

学校給食費未納分について早急な納付をお願いしましたが、年 月 日現在、納付されておりません。
引きつづき、臼杵学校給食センターより受配の学校給食を喫食する児童、生徒を考慮され、早急な学校給食費納付をお願いいたしますが、
事情により、早急な対応ができない場合等は、分納にての納付を検討いただきたいと思います。
つきましては、分納についての徴収計画書を作成しましたので、同封の「学校給食費滞納明細書」と照会され、ご確認ください。
種々の事情があることと存じますが、本計画書に沿って、未納分の納付を再度お願いいたします。

児童・生徒氏名	学校名	学校	学 年	年 組
---------	-----	----	-----	-----

【 年度学校給食費納付計画 】

年度未納額合計 円	分納月数 ヶ月	追加納付額 円
--------------	------------	------------

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
基本納付額(円)												
分 納 分 (円)												
年度納付額(円)												

上記納付計画表の納付額にて、 年度学校給食費の納付をお願いいたします。
なお、この文書と行き違いにて納付等がありました際には、ご容赦願います。

臼杵市教育委員会 学校給食課
臼杵学校給食センター
所長

年 月 日

臼杵市大字

様

臼杵市教育委員会 学校給食課
臼杵市臼杵学校給食センター
所 長

学校給食費滞納督促について

「学校給食申込書兼学校給食費納付確約書」にて当該する児童について、
年 月 日現在、学校給食費の支払いの確認が取れていません。
下記期日までに、早急な納付をお願いいたします。

なお、この文書との行き違いにて納付等ありました際につきましては
ご容赦願います。

記

小学校
様 分

年度 月～ 月分 計 円

学校給食費納付期日	年	月	日（ ）
-----------	---	---	------

臼杵市臼杵学校給食センター
担 当
電話 0972-63-1115

年 月 日

臼杵市大字

様

臼杵市教育委員会 学校給食課
臼杵市臼杵学校給食センター
所 長

学校給食費滞納督促について

「学校給食申込書兼学校給食費納付確約書」にて当該する生徒について、
年 月 日現在、学校給食費の支払いの確認が取れていません。
下記期日までに、早急な納付をお願いいたします。

なお、この文書との行き違いにて納付等ありました際につきましては
ご容赦願います。

記

中学校
様 分

年度 月～ 月分 計 円

学校給食費納付期日	年	月	日（ ）
-----------	---	---	------

臼杵市臼杵学校給食センター
担 当
電話 0972-63-1115

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

臼杵幼稚園の給食日数が平成30年度から増加されることとなり、それに伴い給食費の改正が必要となったため。

第10号議案

平成30年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

平成30年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、議決を求める。

平成30年3月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

理 由

平成30年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるので提出する。

第 1 1 号議案

平成 3 0 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

平成 3 0 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

理 由

平成 3 0 年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるので提出する。

第 1 2 号議案

臼杵市いじめ防止基本方針を定めることについて

臼杵市いじめ防止基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

理 由

臼杵市いじめ防止基本方針を定める必要があるので提出する。

第 13 号議案

臼杵市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 30 年 3 月 28 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項の趣旨に鑑み、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、臼杵市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（用語）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、いじめ防止対策推進法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1） いじめの防止等に関する市、教育委員会、学校、関係機関及び団体との連携に関すること。
- （2） いじめの防止等のための対策に関すること。
- （3） 前 2 号のほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、医師、警察、学校、地域住民、児童福祉、行政その他の関係者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は任命された協議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成32年4月30日までとする。

理 由

臼杵市におけるいじめ問題の克服に向けて関係機関等が連携を図ることにより、いじめの防止及び早期発見・早期対応並びにいじめ防止等に関する地域、家庭、関係機関等の連携をより実効的なものとするため、臼杵市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の整備を行なうもの。

第 1 4 号議案

教育委員会事務局の人事異動について

教育委員会事務局の人事異動について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 6 号の規定に基づき議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

記

教育委員会事務局の人事異動について

平成 3 0 年 3 月 3 1 日及び平成 3 0 年 4 月 1 日付けで人事異動発令を次のように行う。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日異動

新所属・職階名	氏 名	旧所属・職階名

平成 3 0 年 4 月 1 日異動

別添のとおり